

令和6年7月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
7月23日	8月5日	<p>市県民税・森林環境税の納付書類について 電話で抗議していますので、メールでの回答は不要ですが、市民の方には、こうした事実は知ってもらいたいと思って投稿しました。納税済みですが、完全には納得できていません。</p> <p>私は2024年3月に退職したため、令和5年度分の森林環境税等、一部徴収できない税金があったようです。後に7月22日に係長と名乗る方に電話で確認したところ、担当課では納付書を令和5年度のもの、令和6年度のは別々に郵送したと聞いています。</p> <p>最初に、市役所が6月12日に郵便局に引き渡した税金の納付書類は、自宅に6月18日に届きました。急な書面でしたので、担当課に電話して、 (1)一括納入の期限が7月1日までで、期限が短すぎるので、ゆとりをもった期限設定にするために早く送付してほしい。 (2)普通郵便だと配達記録が残らないので、確実に届いたことがわかるようにしてほしい。 ということを話しました。</p> <p>ただ、この封筒には、令和6年度分のものしか入っておらず、自宅に届いたものも1通だけでした。令和5年度分の税金も存在したなんて、確認できないし、その存在にすら気づかない状況で、令和6年度分のそれだけ支払ってその気になっていたのです。</p> <p>しかし7月22日になり、令和5年度分が徴収されていないという督促状が届きました。元来、納付書すらも届いていないのに、督促状の意味すら納得できなかったもので、抗議の電話をしました。</p> <p>結局は、費用をけちって配達記録郵便にしなかったために、送付されたものが2通なのか1通なのか曖昧で、自宅に届いたのが1通だということしか確認できなかったのです。最初に電話を受けた男性職員はへらへら笑ったりする場面もあつたりしたので、謝罪すらもまともにはできないような有り様だと感じました。</p> <p>その男性職員の対応では、私の精神衛生上、不快感極まりなかったので、係長という方に依頼してもらったのですが、この時に、納付書を作成して郵送すると言ったのです。公務員の都合で、そういうことができるの？とも思いましたが、そもそもは、新しい納付書云々ではなく、</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ続く)</p>	<p>この度は貴重なご意見をいただきありがとうございます。 また、お電話でのお問い合わせの際、職員の対応につきまして、ご不快な思いをさせてしまったこと、深くお詫び申し上げます。 いただきましたご意見につきまして、以下のとおり回答します。</p> <p>(1) 市県民税につきましては、納期限と納税通知書をお届けする期日が法令等で定められており、第1期の納期限(6月末)の10日前までに、納税義務者様に納税通知書をお届けしております。 市県民税につきましては、毎年3月15日までに税務署にご提出いただいた確定申告書等をもとに、本市の納税義務者様、約10万人の方の税額を計算し、納税通知書の作成、発送までを行っており、最低でも3か月は必要なため、この期間を短縮することは難しい状況にあります。 納税通知書がお手元に届いてから納期限までの期間が短くご負担をおかけして申し訳ありませんが、納期限等は例年変わらないことから、市民の皆様へのより一層の周知に努めてまいります。</p> <p>(2) 納税通知書につきましては、個々の税額を計算し、納税通知書を作成し、発送するまでの間、業者とのやり取りを含め、各部署で複数人により件数確認を行っており、送り先と送付数は常に把握をしております。 納税通知書が届かないというお問い合わせがあった場合には、都度、対応させていただいております。郵便物の配達記録サービスの導入につきましては、相当の経費が必要となることから、ご希望に添うことが出来ないことをご理解願います。</p> <p>(3) 納税通知書の送り先と送付数は常に把握をしておりますが、業務を直接担当する職員以外の職員についても、同様のお問い合わせに適切に対応できるよう、情報の共有化や窓口対応の連携等に努めてまいります。</p> <p>(4) 限られた人員で誤りのないよう業務に取り組んでおりますが、この度のご意見等を踏まえ、あらためて当該業務のチェック体制等について点検、確認を行いました。</p>	市民税課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
		<p>(3)年度を跨ぐような書面の場合の対応が杜撰で、別々に封をしたのか、ひとつにまとめて郵送したのかすらも曖昧な状態であるのかが問題。個人情報にかかることなので、送り間違いだつて本来ならば許されないでしょう。中に何をつめたのかも、しっかり確認するようにしないと、届いていない書類に対して、届いたとみなされ、督促状を突きつけられるのは、やはり納得できません。送付するなら、そこまで確認して、誰がやっても間違えないルールやチェック体制にしてほしい。</p> <p>(4)結局、(3)のようになるのは、人員が足りないからでないですか？財政上のために職員の人員配置が悪くなり、市民が不利益を被るのはよくない。 ということを話しました。</p> <p>その後、納税しましたが、後味が悪かったので、沼津郵便局にも電話しました。ところが、対応してくださった郵便局の方も、今回の私の一件と同じことをされたことがあると話され、その方も市役所に言って、納付書を送付させたと話してくれました。 このケースは郵便局にもよく届く苦情のようで、このような問い合わせはありますよと言われる始末でした。</p> <p>担当課の係長の方は、一万件以上も扱うと言っていました が、これらを鑑みると、やはりこの発言は言い訳でしかなくなり、どうやらこの担当課は、常習的にこういう間違いをしている可能性があると感じました。</p> <p>確かに、6月12日に2通送付したというのに、1通が届かないなんておかしい。1通しか送付していないなら、封筒につめる時に確認していないのではないですか？それも曖昧なんですよ。</p> <p>どうにも納得できないし、後味が悪いので、ここに共有させていただくことにしました。</p> <p>苦情を申し上げる事項は、(1)ゆとりをもった納税期間になるように考えて対応してほしい、(2)2通か1通か送付した数もわかるよう、記録郵便にしてほしい。(3)(2)も含め、封筒の中に何をいれたのかがわかるまでチェック体制を確立してほしい。(4)ミスが起こらない適当な人員配置。です。</p> <p>財政が厳しいからといって、職員のチェック管理の甘さが常習化して、市民がトラブルに巻き込まれるのは本末転倒ですし、この不利益により、知らず知らずに督促状が…、なんていうのも、やはり納得できるものではありません。この件を通じて、沼津市役所のガバナンスの低さを改めて感じました。</p> <p>沼津市に住んでいて、納税していて、よかったと思ったことは一度もありません。町の衰退や人口減少も含めて、あらゆることにつながっているんだなと感じました。</p>		

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
7月29日	8月14日	<p>リフォーム補助金・沼津駅周辺整備・バスの本数・駐車場等について</p> <p>今、昔の家が多く、リフォームの時代と思います。そこでわが家も外壁塗装をしたいのですが、「沼津市」だけが「補助金」又は「助成金」が出てない状況と観ました。周りの市等が出るのに何故、沼津市だけなのか？財政等の問題という理由なら、駅周辺に何百億もかけるのは、不平等、不公平、ぜったいおかしいととらえました。我々の税金も駅周辺に使われるのであれば、そんな市に税金を払いたくありません。早急に助成金等検討下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺を整備して人々が来るでしょうか？ ・バスの本数も足りてませんね。(現状ですが) ・そこに住んでる方々は恵まれたと思います。 ・みりよくある様な町になるのですか？ ・公共施設の駐車場も有料だらけ。富士市と比べると…等々、宜しく願います。 	<p>【リフォーム補助金と沼津駅周辺総合整備事業について】 貴重なご意見をいただきありがとうございます。 現在、沼津市においては、空き家の活用、省エネルギー、耐震、福祉等を目的とした住宅のリフォーム工事に関する補助を行っており、多くの市民の方にご利用いただいております。しかしながら、上記目的以外において、外壁塗装に適用できる補助制度はございません。一方、近隣自治体において、目的に限らず地元業者を利用した際に補助を行っている自治体もございます。 現在のところ、外壁塗装に関する補助制度を創設する予定はございませんが、近隣自治体の状況を注視してまいります。 また、ご意見のありました鉄道高架事業をはじめとする沼津駅周辺総合整備事業は、交通環境の改善と南北市街地の一体化を図り、更には高架化で生まれる鉄道跡地を利用して多様な都市機能を導入することで、沼津駅周辺の拠点性を高め、民間投資を促進し、魅力と活力のあるまちに再生するものです。 こうした中心市街地の再生による経済効果や賑わいが市域全体に波及し、結果として、雇用の創出、交流人口の拡大や定住人口の確保につながり、地域経済の好循環にも寄与するものと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願います。</p> <p>【バスの本数について】 日頃より路線バスをご利用いただきありがとうございます。 路線バスを取り巻く環境は、慢性的なバス運転手不足やドライバーの労働時間に上限が課される、いわゆる2024年問題により厳しいものとなっております、最終運行時間の切上げやバスの運行本数が減少傾向にあります。 このため、市では、路線バスの維持・確保に向け運行経費の補助、自主運行バスの運行、地域の実情に合わせた運行形態の導入など様々な施策を通じ、市民の皆様が安心して快適に生活できるよう、移手段の確保に努めております。 また、バス運転手募集情報を市ホームページで紹介するほか、バスの運転体験会をバス事業者と市で合同開催し、バス運転手という職業の魅力や運転の楽しさなどを伝えることにより、運転手の確保に向けてバス事業者と連携し取組を進めております。 今後も状況の改善に向け、誰もが利用しやすい公共交通の維持に努めてまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。</p> <p>【公共施設の駐車場について】 公共施設の駐車場の有料化は、施設利用者以外の長時間駐車を抑制することにより、施設利用者の駐車スペースを確保することに寄与しており、また、その駐車料金は、当該施設を適切に維持管理するための貴重な財源としています。その金額は、周辺の民間駐車場の金額を勘案して設定しており、当該公共施設を利用した方については駐車料金を減免することで対応しています。</p>	<p>住宅政策課 推進課 まちづくり政策課 資産活用課</p>

令和5年8月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
8月24日	9月14日	<p>沼津市予算について 文化財センターの件を報道で知りました。</p> <p>公的機関としてルールに反した事を行っていたのは危険だと思いますが、そもそも何故必要なものに対して予算が下りなかったのかも疑問に思います。 文化財センター側から必要備品だと言う説明が足り無かったのか？ それとも現場の声が無視された為にこうなったのか？</p> <p>調査は予算を下した担当部署の方も必要だと思います。</p> <p>子供がまだ小さく、文化施設をありがたく利用させていただいている身としては、その様な場までも軽視されているようで沼津市を残念に思いました。</p>	<p>この度は、本市教育委員会の職員が市政への信頼を著しく失墜する行為を行い、市民及び関係する皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしていることを深くお詫び申し上げます。</p> <p>本件の事実関係につきましては、現在その詳細について調査中ではありますが、本市における各事業の予算に関しましては、見積、根拠法令等の客観的資料に基づき所管課が要求を行った上で、編成し、議会による議決を経て執行しております。</p> <p>本件の予算は、当時文化財センターで使用していた特殊なカメラのフィルムが製造中止になることから、デジタルカメラの購入を検討したものです。予算担当部署のヒアリング時に確認したところ、フィルムの在庫があり、保有するカメラを当面使用することができたことから、購入費の計上を見送りました。</p> <p>事務執行にあたり、必要な予算であれば、市長への再要望を行う機会がありますが、今回の事案では再要望しませんでした。</p> <p>適正な手続を経ることは市職員として当然の職責であり、不適正な方法で安易に物品を取得しようとした行為は許されるものではありません。</p> <p>教育委員会といたしましては、まずは事実関係の把握に努め、詳細が判明次第、厳正に対処してまいります。</p>	文化振興課